○高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

|  |
| --- |
| (平成18年10月1日規則第107号の2) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改正 | 平成22年4月1日規則第28号 | 平成24年3月15日規則第6号の3 |
| 平成24年4月1日規則第32号 | 平成25年4月1日規則第36号 |
| 平成26年4月1日規則第54号 | 平成28年1月1日規則第10号 |
| 平成28年4月1日規則第66号 | 平成29年4月1日規則第65号 |
| 平成30年4月1日規則第37号 | 平成30年10月1日規則第85号 |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この規則は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し，法，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）その他の法令（厚生労働省告示を含む。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条　この規則で使用する用語の意義は，法，政令及び省令で使用する用語の例による。

(支給決定の申請等)

第3条　法第20条第1項，第34条第1項，第35条第1項第2号，第51条の6第1項，第70条第1項及び第71条第1項の規定による支給決定及び地域相談支援給付決定の申請は，支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）により行うものとする。

2　市長は，法第22条第1項及び第29条，第30条，第34条若しくは第70条又は第51条の7第1項の規定により介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給の要否を決定し，適当と認めたときは支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により，適当でないと認めたときは支給申請等却下決定通知書（様式第3号）により前項の申請をした者に通知するものとする。

(サービス等利用計画案)

第4条　法第22条第4項（法第24条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第51条の7第4項（法第51条の9第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するサービス等利用計画案の提出の依頼は，サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第4号）によるものとする。

(障害支援区分の認定通知)

第5条　政令第10条第3項の規定による介護給付費又は特例介護給付費に係る障害支援区分の認定の通知は，障害支援区分認定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(受給者証)

第6条　法第22条第8項及び第51条の7第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の様式は，障害福祉サービス・地域相談支援受給者証（様式第6号）によるものとする。

(支給決定等の変更申請等)

第7条　法第24条第1項及び第51条の9第1項の規定による変更の申請並びに法第34条に規定する特定障害者特別給付費及び法第35条に規定する特例特定障害者特別給付費の支給に係る変更の申請は，支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第7号）により行うものとする。

2　市長は，法第24条第2項及び第29条，第30条，第34条若しくは第70条又は第51条の9第2項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは，支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第8号）により当該決定に係る支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に通知するものとする。

(障害支援区分の認定通知)

第8条　政令第13条において準用する政令第10条第3項の規定による介護給付費又は特例介護給付費に係る障害支援区分の変更の認定の通知は，障害支援区分変更認定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(支給決定の取消し)

第9条　市長は，法第25条第1項又は第51条の10第1項の規定により支給決定又は地域相談支援給付決定を取り消したときは，支給決定取消通知書（様式第10号）により当該取消しに係る支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に通知するものとする。

2　前項の規定による通知を受けた者は，当該取消しに係る受給者証を市長に返還しなければならない。

(申請内容の変更届出)

第10条　政令第15条及び第26条の7の規定による届出は，申請内容変更届出書（様式第11号）により行うものとする。

(受給者証の再交付申請)

第11条　政令第16条及び第26条の8の規定による障害福祉サービス・地域相談支援受給者証の再交付の申請は，受給者証再交付申請書（様式第12号）により行うものとする。

(計画相談支援給付費の支給決定の申請等)

第12条　省令第34条の54第1項に規定する申請書の様式は，計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（様式第13号）によるものとする。

2　市長は，前項の申請書の提出があったときは，計画相談支援給付費の支給の要否を決定し，計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(高額障害福祉サービス費の支給申請等)

第13条　省令第65条の9の2第1項に規定する申請書の様式は，高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第15号）によるものとする。

2　市長は，前項の申請書の提出があったときは，高額障害福祉サービス費の支給の要否を決定し，高額障害福祉サービス等給付費支給（却下）決定通知書（様式第16号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(特例介護給付費等の支給決定の申請等)

第13条の2　法第30条第1項の規定による特例介護給付費及び特例訓練等給付費並びに第35条第1項第1号の規定による特定障害者特別給付費(以下「特例介護給付費等」という。)の支給決定並びに第51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付決定の申請は，支給申請書(様式第16号の2)により行うものとする。

2　市長は，法第30条第1項，第35条第1項第1号及び第51条の15第1項の規定により特例介護給付費等又は特例地域相談支援給付費の支給の要否を決定し，支給(不支給)決定通知書(様式第16号の3)により前項の申請をした者に通知するものとする。

(育成医療に係る支給認定の申請等)

第14条　法第53条第1項の規定による育成医療に係る支給認定の申請は，自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第17号。以下「育成医療支給認定申請書」という。）により行うものとする。

2　市長は，法第54条第1項の規定により育成医療に係る支給認定の要否を決定した場合において，適当と認めたときは自立支援医療受給者証（育成医療）（様式第18号）を前項の申請をした者に送付し，適当でないと認めたときは自立支援医療費（育成医療）支給認定申請却下通知書（様式第19号）により前項の申請をした者に通知するものとする。

(更生医療に係る支給認定の申請等)

第15条　法第53条第1項の規定による更生医療に係る支給認定の申請は，自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第20号。以下「更生医療支給認定申請書」という。）により行うものとする。

2　市長は，法第54条第1項の規定により更生医療に係る支給認定の要否を決定した場合において，適当と認めたときは自立支援医療受給者証（更生医療）（様式第21号）を前項の申請をした者に送付し，適当でないと認めたときは自立支援医療費（更生医療）支給認定申請却下通知書（様式第22号）により前項の申請をした者に通知するものとする。

(育成医療に係る支給認定の変更申請)

第16条　法第56条第1項の規定による育成医療に係る支給認定の変更の申請は，育成医療支給認定申請書により行うものとする。

(更生医療に係る支給認定の変更申請)

第17条　法第56条第1項の規定による更生医療に係る支給認定の変更の申請は，更生医療支給認定申請書により行うものとする。

(支給認定の申請内容の変更手続)

第18条　政令第32条第1項の規定による届出は，次の各号に掲げる自立支援医療の種類に応じ，それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1)　育成医療　自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）（様式第23号）

(2)　更生医療　自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）（様式第24号）

(医療受給者証の再交付)

第19条　政令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請は，次の各号に掲げる自立支援医療の種類に応じ，それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1)　育成医療　自立支援医療（育成医療）受給者証再交付申請書（様式第25号）

(2)　更生医療　自立支援医療（更生医療）受給者証再交付申請書（様式第26号）

(支給認定の取消し)

第20条　市長は，法第57条第1項の規定により育成医療に係る支給認定を取り消したときは，自立支援医療（育成医療）支給認定取消通知書（様式第27号）により当該取消しに係る支給認定障害者等に通知するものとする。

2　市長は，法第57条第1項の規定により更生医療に係る支給認定を取り消したときは，自立支援医療（更生医療）支給認定取消通知書（様式第28号）により当該取消しに係る支給認定障害者等に通知するものとする。

(指定自立支援医療機関の指定等の申請)

第21条　法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の申請及び省令第57条第1項第5号に規定する自立支援医療の種類の変更の申請は，次の各号に掲げる当該指定を受けようとする者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1)　病院又は診療所　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（病院又は診療所）（様式第29号）

(2)　薬局　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（様式第30号）

(3)　指定訪問看護事業者等　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第31号）

2　市長は，前項の申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは所定の決定通知書により，適当でないと認めたときは所定の却下決定通知書により，当該申請をした者に通知するものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の更新の申請)

第22条　法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新の申請は，次の各号に掲げる当該指定の更新を受けようとする者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1)　病院又は診療所　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式第32号）

(2)　薬局　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（薬局）（様式第33号）

(3)　指定訪問看護事業者等　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第34号）

2　市長は，前項の申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは所定の決定通知書により，適当でないと認めたときは所定の却下決定通知書により，当該申請をした者に通知するものとする。

(指定自立支援医療機関の変更等の届出)

第23条　法第64条の規定による変更の届出は，指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式第35号）により行うものとする。

2　省令第63条の規定による届出は，指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開・処分）届出書（様式第36号）により行うものとする。

3　市長は，前2項の届出があったときは，その内容の確認を行い，内容に不備がある場合には，質問及び指導を行うものとする。

(指定自立支援医療機関の指定辞退の申出)

第24条　政令第40条の規定による指定の辞退の申出は，指定自立支援医療機関指定辞退申出書（様式第37号）により行うものとする。

(指定自立支援医療機関の指定等の公示)

第25条　法第69条の規定による公示の内容は，次に掲げる事項とする。

(1)　指定自立支援医療機関の名称及び所在地

(2)　指定自立支援医療機関の指定，指定の辞退，指定の取消し又は前号に掲げる事項の変更の年月日

(3)　自立支援医療の種類

(4)　病院又は診療所にあっては，その担当する医療の種類

(5)　指定訪問看護事業者等にあっては，当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地

(指定障害福祉サービス事業者の指定の申請等)

第26条　法第36条第1項（法第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定（法第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を含む。），法第38条第1項（法第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害者支援施設の指定（法第41条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定の更新を含む。），法第51条の19の規定による指定一般相談支援事業者の指定，法第51条の20の規定による指定特定相談支援事業者の指定（法第51条の21の規定による指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新を含む。）の申請は，指定申請書（様式第38号）及び介護給付費等算定に係る体制等に関する申請書（様式第39号）により行うものとする。

2　指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定を受けた者は，当該指定を受けた旨を当該指定に係るサービス事業所，障害者支援施設，一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)

第27条　法第37条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請及び法第39条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定の変更の申請は，変更指定申請書（様式第40号）により行うものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更等の届出)

第28条　法第46条及び第51条の25の規定による届出は，指定内容の変更に係るものにあっては変更届出書（様式第41号），事業の廃止，休止又は再開に係るものにあっては事業廃止・休止・再開届出書（様式第42号），介護給付費等算定に係る体制等に関する変更にあっては介護給付費等算定に係る体制等に関する変更届出書（様式第43号）により行うものとする。

(指定障害者支援施設の指定の辞退の届出)

第29条　法第47条の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を辞退しようとする者は，指定辞退届出書（様式第44号）により市長に届け出なければならない。

(書類の添付)

第30条　市長は，省令に定めるもののほか，第3条から前条までに規定する申請書又は届出書に必要があると認める書類を添付させることができる。

(都道府県及び市町村等への情報提供)

第31条　法第36条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定，法第38条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定，法第51条の19の規定による指定一般相談支援事業者の指定，法第51条の20の規定による指定特定相談支援事業者の指定若しくは法第41条第1項の規定及び法第51条の21の規定による当該指定の更新，法第46条の規定による変更の届出の受理若しくは法第47条の規定による辞退の届出の受理，法第37条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更又は法第50条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し，法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し若しくは同条第2項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下この項において「指定等」という。）を行った場合は，都道府県及び市町村その他の機関に対して，当該指定等の内容（当該指定等に係る事実が生じた日及び指定障害者支援施設の指定の辞退の日を含む。）及び当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）の名称及び主たる事務所の所在地

(2)　サービス事業所，障害者支援施設，一般相談事業所又は特定相談事業所（以下「サービス事業所等」という。）の名称及び所在地

(3)　サービス事業者等の指定年月日

(4)　障害福祉サービス，施設障害福祉サービス，地域相談支援及びサービス利用支援（以下「サービス事業等」という。）の種類

(5)　サービス事業所等の主たる対象とする障害の種類

(6)　サービス事業所等の開始年月日

(7)　運営規程(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第27条，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第19条，高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第13号)第32条，第69条，第91条，第108条，第122条，第136条，第184条の2若しくは第192条に規定する運営規程又は高知市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第14号)第46条に規定する運営規程をいう。)

(8)　サービス事業所等の事業所番号

2　前項に規定するもののほか，法第50条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し（同項第1号に該当する場合に限る。），同条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の取消し（同条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号に該当する場合に限る。），法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し又は同条第2項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の取消しをしたときは，都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長を含む。）に対して，当該指定障害福祉サービス事業者の代表者（当該指定を取り消された者が法人である場合にあっては当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は当該取消しの処分に係るサービス事業所を管理する者であった者を含み，当該指定を取り消された者が法人でない場合にあっては当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者を含む。）の氏名，生年月日及び住所を通知することができる。

3　第1項の規定に基づく情報提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(事業の開始等の届出)

第32条　法第79条第2項の規定による届出は，障害福祉サービス事業等開始届（様式第45号）により行うものとする。

2　法第79条第3項の規定による届出は，障害福祉サービス事業等変更届（様式第46号）により行うものとする。

3　法第79条第4項の規定による届出は，障害福祉サービス事業等廃止（休止）届（様式第47号）により行うものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)

第33条　法第51条及び第51条の30の規定による公示の内容は，次に掲げる事項とする。

(1)　サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

(2)　サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所等の名称及び所在地

(3)　サービス事業者等の指定，前号に掲げる事項の変更，当該指定に係る障害福祉サービス事業の廃止，当該指定に係る障害者支援施設の辞退又は当該指定の取消しの年月日

(4)　サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所等の事業所番号

(5)　障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの種類

(様式の特例)

第34条　市長は，書類の様式についてこの規則に定める様式により難いと認めるときは，この規則に定めるものと異なる様式を使用することができる。

(その他)

第35条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

第1条　この規則は，公布の日から施行する。

(身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則等の廃止)

第2条　次に掲げる規則は，廃止する。

(1)　身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年規則第105号）

(2)　知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年規則第106号）

(3)　児童福祉法第56条の規定による育成医療の給付等に要する費用の支払命令及び徴収に関する規則（平成10年規則第65号）

(4)　高知市児童居宅生活支援事業等の実施等に関する規則（平成15年規則第20号）

(5)　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年規則第81号）

(高知市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条　高知市身体障害者福祉法施行細則（平成15年規則第21号）の一部を次のように改正する。

（略）

(高知市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条　高知市知的障害者福祉法施行細則（平成15年規則第22号）の一部を次のように改正する。

（略）

附　則(平成22年4月1日規則第28号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の規則の規定による様式は，この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず，当分の間，なお使用することができる。

附　則(平成24年3月15日規則第6号の3)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日等)

1　この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の高知市障害者自立支援法施行細則の規定は，平成23年10月1日から適用する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の高知市障害者自立支援法施行細則の規定による様式は，この規則による改正後の高知市障害者自立支援法施行細則の規定による様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則(平成24年4月1日規則第32号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成25年4月1日規則第36号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の高知市障害者自立支援法施行細則の規定による様式は，この規則による改正後の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則(平成26年4月1日規則第54号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による様式は，この規則による改正後の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則(平成28年1月1日規則第10号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく様式は，この規則による改正後の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則(平成28年4月1日規則第66号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成29年4月1日規則第65号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成30年4月1日規則第37号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく様式は，この規則による改正後の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則(平成30年10月1日規則第85号)

　（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則による改正前の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく様式は，この規則による改正後の高知市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。